

岩手県告示第375号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成25年5月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定医療機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
つのだ歯科・矯正歯科医院	紫波郡紫波町桜町字大坪58番地3	紫波郡紫波町桜町二丁目1番地5	平成9年4月1日
こだま歯科医院	岩手郡滝沢村滝沢字室小路77番地1	岩手郡滝沢村滝沢字室小路663番地15	平成23年9月17日
川守田医院	紫波郡紫波町北日詰八反田53番地1	紫波郡紫波町日詰駅前一丁目8番地2	平成24年3月31日
一関訪問看護ステーション	一関市山目町三丁目5番8号	一関市真柴字吉ヶ沢20番地95	平成24年10月1日